

住み続けられる公営住宅の実現に関する意見書（案）

公営住宅法施行令の改正及び国土交通省の通知に基づき、公営住宅の入居収入基準と使用承継制度の改定が行われた。改定によって公営住宅の入居収入基準の月収については、これまでの20万円から15万8,000円に引き下げられ、入居者の使用承継許可の範囲も原則配偶者のみとされた。

これらの改定により、子育て世代などが入居申込みを断念したり、子どもたちが長年住み続けてきた住宅から追い出されホームレスにならざるを得ないという深刻な事態が引き起こされている。

こうしたことは、貧困と格差を一層広げるとともに、団地の高齢化を一層進行させ、自治会活動を困難にするなど、地域コミュニティの破壊にもつながることになる。

さらに、都においても、平成22年4月には、新たな入居収入基準が適用され、据え置かれていた使用料の大幅な値上げが実施される予定である。入居収入基準を超えた居住者は、収入超過者として家賃が大幅に値上げされ、明渡し努力義務が生じるようになる。また、入居収入基準以下の居住者であっても、家賃算定基準の見直しに係る収入分位の変動によって家賃が引き上げられ、暮らしが脅かされることになる。

このような改定は、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備して、国民生活の安定と社会福祉の増進をうたう公営住宅法の目的に反するものである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 低所得者、高齢者、障害者、子育て世代など公営住宅を必要とする人々が安心して住めるよう制度を抜本的に見直すこと。
- 2 公営住宅の入居収入基準及び使用承継許可の範囲を改正前に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月 日

東京都議会議長 田 中 良

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣

} あて